

津松阪港 港湾BCPの具体的な取組内容

参考① 体制(案)

- (1) 緊急物資輸送の主な関係者と役割
- (2) 系統図

参考② 津松阪港における緊急物資輸送に係る行動計画(案)

- (1) 想定する被災(案)
- (2) 箇所別の対応(案)
- (3) 関係者別の役割、対応(案)

参考③ 情報連絡体制(案)

参考④ 災害対策基本法の一部改定について

津松阪港 港湾BCPの具体的な取組内容

参考① 体制(案)

緊急物資輸送ルート確立に向け、関係すると考えられる機関・団体等を調査・整理し、それぞれが担う役割を確認する。

(1) 緊急物資輸送の主な関係者と役割(案)

● 関係機関と役割(案)

区分	主体		役割	根拠
〇〇県 〇〇港管理組合 (港湾管理者)	災害対策本部		被害情報、支援・復旧状況の把握、関係機関との連絡調整 緊急物資の受け入れ、配分	〇〇防災計画 〇〇ページ
	港湾部		海上輸送路の確保、緊急物資の受け入れ及び輸送	〇〇防災計画 〇〇ページ
	建設部		道路の通行機能の確保	〇〇防災計画 〇〇ページ
国	中部運輸局		緊急輸送(部隊移動、医療搬送)の連絡調整、緊急輸送(物資、食料)の調整	
	中部地方整備局	港湾空港部、道路部等	施設点検、施設の使用可否判断・公表、緊急輸送基盤の確保、緊急復旧による耐震強化岸壁の供用、道路の通行機能の確保等	中部地方整備局業務継続計画
		〇〇港湾事務所	施設点検、施設の使用可否判断・公表、緊急輸送基盤の確保、緊急復旧による耐震強化岸壁の供用、臨港道路・航路の啓開、自治体の支援、道路の通行機能の確保等	
	海上保安庁〇〇管区海上保安本部		海上保安庁巡視船による緊急物資輸送	
	CIQ関係省庁 (財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省)	〇〇税関〇〇税関支署〇〇出張所 〇〇入国管理局〇〇出張所 〇〇検疫所〇〇出張所 〇〇植物防疫所〇〇支所(出張所)	CIQ業務の実施体制の構築	
民間	〇〇港運協会〇〇部		緊急物資荷役、埠頭内道路啓開、緊急物資のはしけ輸送・トラック輸送	(例)災害救援応急措置の協力に関する協定(注1)
	〇〇倉庫協会〇〇部会		緊急物資の一時保管場所等の提供、保管している物品の所有者の承諾に基づく提供	(例)災害時における緊急措置に支援に関する協定(注1)
	(社)〇〇県トラック協会 〇〇支部		自動車輸送の協力	(例)災害時における自動車輸送の協力に関する協定(注1)
	東海北陸旅客船協会		輸送及び宿泊施設等の救援拠点としての船舶の確保	(例)災害時における船舶の協力に関する協定(注1)
	(社)日本埋立浚渫協会中部支部 〇〇協会 〇〇事務局		緊急的な応急対策に関する建設資機材等の出動	(例)災害時の応急復旧業務に関する協定(注2)

注1: 〇〇県(〇〇港管理組合)との協定 注2: 中部地方整備局との協定

津松阪港 港湾BCPの具体的な取組内容

●緊急物資輸送での重要業務と時間目標、体制(案)

前項で整理した各機関・団体等別、目標時間毎に実施すべき重要業務を確認する。
 なお、実際に港湾BCPを作成する段階では海上部分と陸上部分の2種類作成することとする。

(例)海上輸送基地に係る緊急物資輸送での重要業務と時間目標

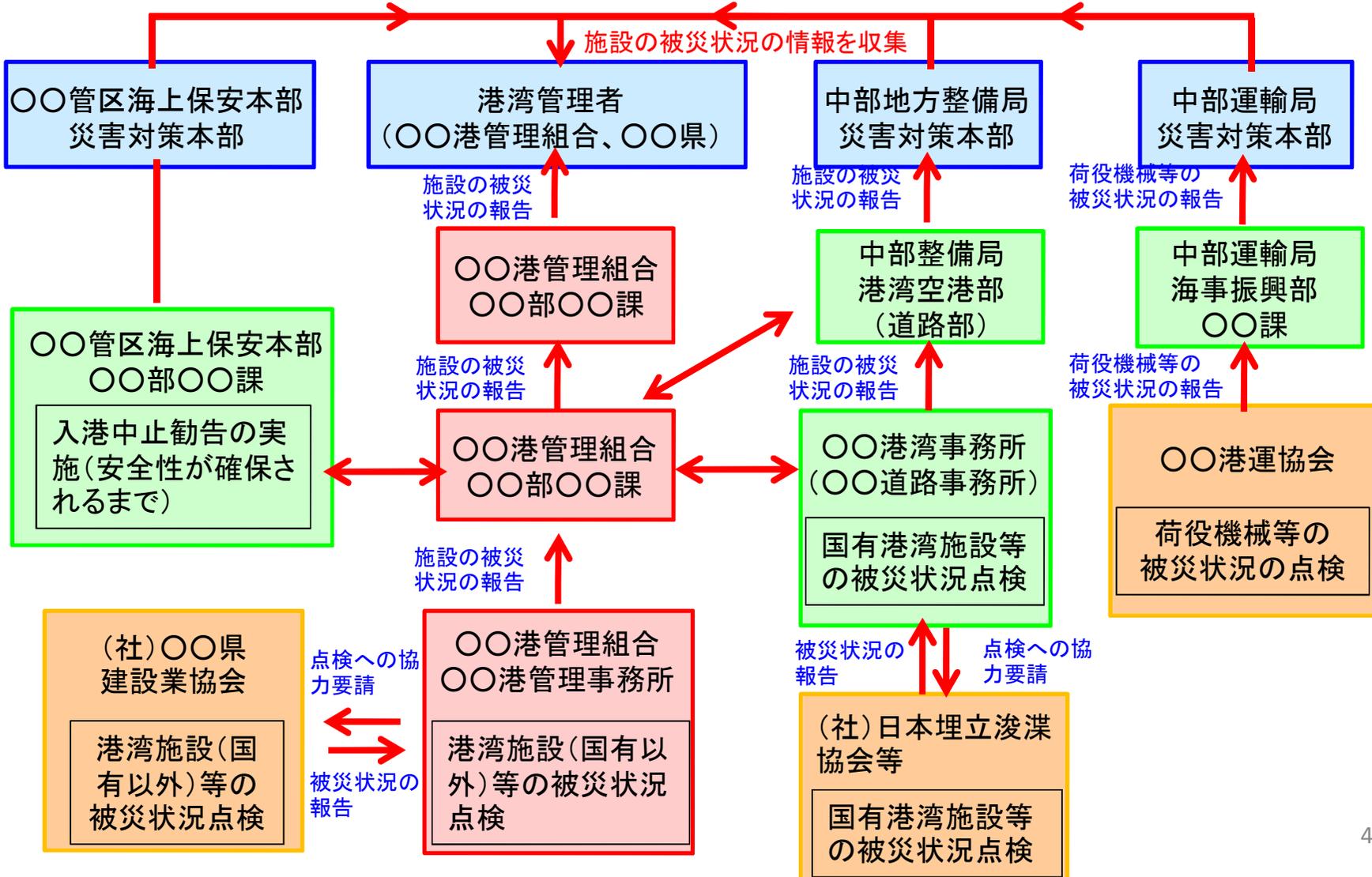
達成業務	発災～3時間	3～12時間	12～24時間	24～48時間	48～72時間	72時間～
	参集、情報収集	点検等の開始	海面の障害物除去	海上輸送基地の応急復旧、運用開始	地域防災拠点へ物資到着	
○○港○○協議会 行政機関 ○○港管理組合 ○○部○○課・室 中部地方整備局 港湾空港部、道路部等	※事前検討に従い、対応。必要に応じ集まる。 ■参集 ■被害情報の収集	■在港船舶の避難 ■港湾周辺を被害調査し、○○へ出動要請	■海上交通機関へ輸送の要請 ■海面の障害物の収集、一時係留	■港運協会、倉庫協会へ協力要請 ■海上輸送基地の応急復旧、確保	■ほとんどの区で物資集配拠点から食料等を地域防災拠点に輸送 (上記3日以内)	■物資輸送活動を継続
中部運輸局 ○○部	■参集 ■地震情報等の把握 (2～3時間以内)	■埋没への協力要請 ■岸壁、航路、防波堤等の緊急点検 ■耐震強化岸壁背後道路の被災状況把握 ■最低限度の緊急輸送基盤の確保 ■港湾管理者の復旧支援	■関係事業者等からの情報収集 ■関係機関への情報提供	■耐震強化岸壁の緊急復旧。一部供用 ■臨港道路、航路の啓開	■耐震強化岸壁の応急復旧	
海上保安庁○○管区海上保安本部	■参集 ■地震情報等の把握 ■連絡手段の確保	■関係事業者等からの情報収集 ■関係機関への情報提供	■緊急輸送支援 ■関係機関への情報提供			
CIQ関係省庁(財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省) ○○税関○○税関支署○○出張所 ○○入国管理局○○出張所 ○○検疫所○○出張所 ○○植物防疫所○○支所(出張所)	■参集					
関係団体 ○○港運協会 ○○部 ○○倉庫協会 ○○部会	■参集			■要員/荷役機械/はしけの調達、業務開始		
(社)○○県トラック協会 ○○支部	■参集		■トラック、要員の調達	■受入準備、保管開始		■トラック輸送開始
(社)日本埋立浚渫協会中部支部 ○○県○○建設協会 ○○港事務局	■参集 ■要員/資機材等の調達、出動					
(社)○○港タグセンター	■参集		■タグボート、要員の調達、出動	■タグボートによる海上輸送開始		
伊勢三河湾水先区水先人会 ○○事務所	■参集		■船舶、要員の調達	■水先案内開始		
関東インフラ状況 ◇○○事務所 ■中部地整港湾空港部 □中部地整道路部		■基幹的広域防災拠点の機能回復 □特に重要な緊急輸送道路の応急復旧 (上記1日以内)			◇緊急輸送路の啓開完了 □緊急輸送路の応急復旧 (上記3日以内)	

津松阪港 港湾BCPの具体的な取組内容

(2) 系統図(案)

前項で整理した目標時間毎に実施すべき重要業務毎に関係者間の連絡体制を確認する。なお、実際に港湾BCPを作成する段階では、情報収集・点検・障害物除去等の実施すべき重要業務毎の関係者間の連絡・情報共有体制を示す。

(例) 施設の被災状況の点検における情報収集段階

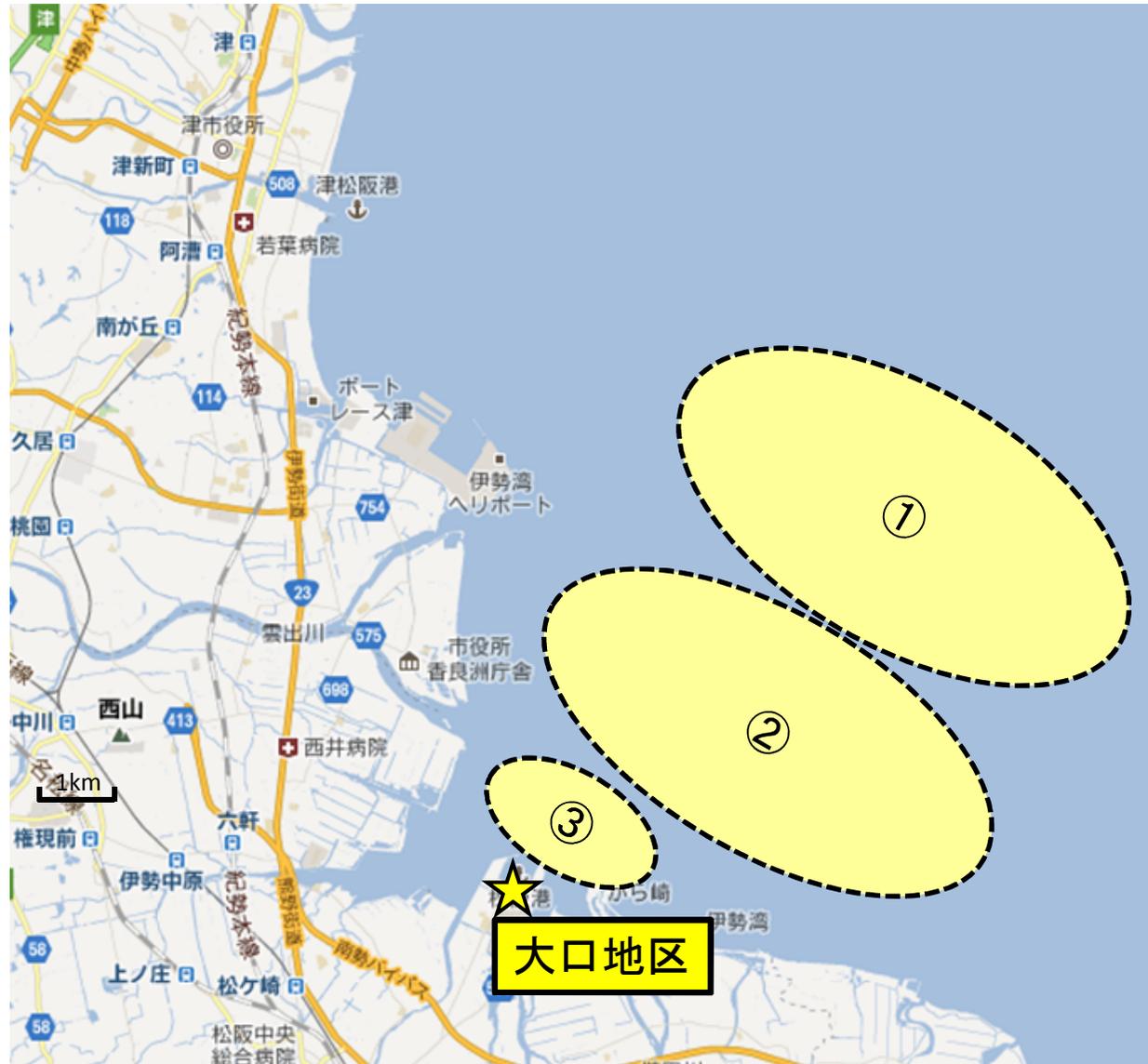


津松阪港 港湾BCPの具体的な取組内容

参考② 津松阪港における緊急物資輸送に係る行動計画(案)

(1) 想定する被災

● 緊急物資輸送ルートにおける被災状況の整理(航路)【港湾区域内航路～松阪市大口地区】



緊急物資輸送ルート設定後、対象耐震岸壁までの航路(港湾区域内)を区域別に分け、各港湾区域における被災状況を整理する。

項目	被災状況
港湾区域①	・特になし
港湾区域②	・コンテナ等障害物漂流、停滞
港湾区域③	・コンテナ等障害物漂流、散乱 ・津波による土砂・がれき堆積

津松阪港 港湾BCPの具体的な取組内容

●緊急物資輸送ルートにおける被災状況の整理(陸路) 【大口地区～第一次緊急輸送道路】

緊急物資輸送ルート設定後、対象耐震岸壁から第一次緊急輸送道路までの陸路を箇所別に分け、各箇所における被災状況を整理する。



No.	項目	被災状況
①	岸壁法線	・法線のはらみ出し ・杭の損傷 ・矢板の傾斜
②	エプロン	・舗装部の段差・沈下 ・液状化
③	ヤード	・火災
④	臨港道路	・障害物散乱(一部)
⑤	公道a	・一部液状化

津松阪港 港湾BCPの具体的な取組内容

(2) 箇所別の対応(詳細案)

被災状況整理後、行政機関、工事監督者等が緊急物資供給にかかる行動計画体制の全体を把握するために、まず被災箇所別の対応行動計画を作成する。

【例】岸壁：法線のはらみ出し

		発災～○時間：被害情報の収集	
		連絡体制	内容
岸壁法線のはらみ出し	■○時～○時【被害情報の収集】 ○○が岸壁法線のはらみ出し量調査 ○○連絡先：	・○○が法線のはらみ出し量を測定する。 ・○○は法線のはらみ出し量を測定結果を△△へ報告する。	
	■○時～○時【情報連絡】 △△へ調査結果を報告 ○○連絡先： △△連絡先：		

		○～○時間：復旧	
		連絡体制	内容
岸壁法線のはらみ出し	■○時～○時【岸壁の補修】 調査結果に基づき、○○から△△へ岸壁法線のはらみ出しによる補修要請を指示 ○○連絡先： △△連絡先：	・被害調査結果に基づき、○○から△△へ岸壁法線のはらみ出しによる補修要請を指示し、△△は補修工事を開始する。 ・海上輸送基地での荷役及びはしけ等による海上輸送を開始(一部上屋利用)	
	■○時～○時【復旧作業終了】 △△は岸壁の復旧作業を終了し、○○へ報告 ○○連絡先： △△連絡先：		

津松阪港 港湾BCPの具体的な取組内容

(3)関係者別の役割、対応(詳細案)

行政機関、工事監督者等管理用の被災箇所別の対応行動計画とは別に、個別の各関係者(行政機関及び関係団体)が管理・把握するため、関係者毎に対応行動計画を作成する。

【例】〇〇港運協会

	発災～24時間:参集、情報収集	
	連絡体制	内容
〇〇港運協会 〇〇部	■〇時～〇時【参集】 〇〇から△△へ参集指示 〇〇連絡先: △△連絡先: ■〇時～〇時【情報収集】 △△が□□へ参集指示 △△連絡先: □□連絡先:	参集に応じて体制を確保する

津松阪港 港湾BCPの具体的な取組内容

参考③ 情報連絡体制(案)

	組織名	項目	連絡順位		
			1位	2位	3位
関係団体	〇〇港港運協会	所属			
		役職			
		氏名			
		一般電話			
		E-mail PC			
		FAX			
		携帯電話			
		E-mail 携帯電話			
	〇〇倉庫協会				
	(社)〇〇県トラック協会				
(社)日本埋立浚渫協会中部支部					
(社)〇〇港タグセンター					
伊勢三河湾水先区水先人会					
行政機関	法務省名古屋入国管理局				
	財務省名古屋税関				
	厚生労働省名古屋検疫所				
	農林水産省名古屋植物防疫所				
	農林水産省動物検疫所名古屋出張所				
	国土交通省中部運輸局 〇〇部				
	三重県〇〇部				
	海上保安庁〇〇管区海上保安本部				
	国土交通省中部地方整備局 港湾空港部、道路部				
	国土交通省中部地方整備局 〇〇港湾事務所、〇〇道路事務所				
事務局					

参考④ 災害対策基本法の一部改正について

●平成24年5月18日(金)「災害対策基本法の一部を改正する法律案」が閣議決定

東日本大震災の教訓・課題を受け、行うべき防災対策の全般的見直し

- ①大規模広域な災害に対する即応力の強化
- ②大規模広域な災害時における被災者対応の改善
- ③教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上

【港湾関係】

- ・指定(地方)行政機関の長が都道府県からの物資等の供給要請※に応えることが新たに規定。
※航路啓開のための作業船の集結について関係団体に要請する等の第三者への斡旋要請を含む。



地方整備局が緊急物資等の広域バックアップ体制をとることが可能

◇災害対策基本法の一部を改正する法律案のポイント◇

■物資又は資材の供給の要請等(第86条の7)

災害応急対策の実施に当たり、都道府県知事は指定(地方)行政機関の長に対し、市町村長は都道府県知事に対し、必要な物資又は資材の供給について必要な措置※を講ずるよう要請することができる。緊急の場合、指定(地方)行政機関の長、都道府県知事は、要請を待たずに措置を講じることができる。

※「必要な措置」には、「物資購入の斡旋、流通在庫の情報提供」が含まれる。例えば、「埋立浚渫協会への作業船集結要請」を含む。